

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求について、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年11月15日付けで行った法78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、徴収決定額を10,000円と決定した部分のうち、9,796円を超える部分は取り消すべきであり、その余の部分に係る審査請求については、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その取消しを求めるといふものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、以下のことから、本件処分の違法、不当を主張しているものと解される。

以前の勤め先（本件会社）からの給料は、銀行振込であるが、3か月ほどで退職している。賞与が出ているというが、最後の給料明細は源泉徴収票と一緒に郵送されており、それらには、賞与の記載はありません。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、本件処分に係る徴収決定額を10,000円と決定した部分のうち、9,796円を超える部分の取消しを求める審査請求は理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定を適用して取り消すべきであり、その余の部分に係る審査請求については理由がないことから、同法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 5月28日	諮問
令和 元年 6月20日	審議（第34回第1部会）
令和 元年 7月25日	審議（第35回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

#### (2) 資料の提供等

法29条1項によれば、保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は77条若しくは78条の規定の施行のために必要があ

ると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 届出の義務

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 費用徴収額決定

ア 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の2によれば、法78条を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」を掲げ、当該基準に該当すると判断される場合は、法78条に基づく費用徴収決定をすみ

やかに行うこととされている。

ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のⅣ・3・(1)によれば、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」ものと解されている。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている（問答集問13-23、（答）(3)参照）。

また、同じく問答集によれば、法78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない。」とされている（問答集問13-25、（答）参照）。

## 2 本件処分について

(1) 本件処分のうち、9,796円を超える部分に係る審査請求について

処分庁は、本件処分において、徴収すべき額として本件未申告

金の全額である10,000円を徴収するとしていることから、当該徴収額には、本来、徴収額から控除されるべき源泉徴収税額の204円が含まれていることが認められる。そうすると、本件会社が税金として徴収した204円を含む本件未申告金の全額について、法78条により徴収するとした判断は、この点においては違法なものであるから、本件処分のうち、源泉徴収税額分の204円(9,796円を超える部分)を徴収するとした部分は取り消しを免れない。

(2) 本件処分のうち上記(1)以外の部分に係る審査請求について

ア 本件については、以下の各事実が認められる。

- ① 請求人は、保護開始時に担当者から、生活保護受給中の収入については全て申告の義務があるなどの説明を受け、当該説明を理解したものとして、署名及び捺印をした上で、福祉事務所長に対して同意書を提出していること。
- ② 請求人は、平成29年10月以降、本件会社に勤務して得た給与収入については、本件各申告書を福祉事務所長宛てにそれぞれ提出していることから、本件会社で働き始めた平成29年9月当時、給与等の収入があった場合については、福祉事務所長に届け出なくてはならない義務があることを知っていたこと。
- ③ 福祉事務所長による課税調査の結果、本件未申告金が判明したことから、担当者が請求人に確認したところ、請求人はこれを認めなかったこと、また、福祉事務所長の本件会社に対する調査の結果、本件未申告金は、請求人に対する賞与であったこと。
- ④ 処分庁は、本件未申告金に係る福祉事務所長の調査及び判断等に基づき、本件未申告金については、平成29年12月に請求人が受領した賞与収入であると認められるとして、

その全額に相当する支給済保護費の額を法78条の規定に基づき徴収することとし、本件処分を行ったこと。

- ⑤ また、請求人が処分庁に提出した本件口座の取引記録上、本件未申告金の入金については確認できないものの、請求人は本件申告書5により、平成29年12月に本件未申告金に相当する10,000円の収入があった旨、福祉事務所長に申告していることからすれば、同月に請求人については、本件未申告金に係る収入があったものと認めることが相当であること。

イ 以上のことから、請求人は、平成29年12月に本件会社から本件未申告金に相当する10,000円を賞与として支給を受けていたにもかかわらず、同月分の収入として申告せず、さらに平成30年9月3日、本件未申告金について担当者からの確認に対し覚えがない旨回答しながら、同日に福祉事務所長が行った本件会社宛ての調査照会後、同月11日に本件申告書5を福祉事務所長に対し提出したことが認められる。このことから、請求人は、本件未申告金について、福祉事務所長に対する申告を意図的に怠り、本件未申告金の事実を隠ぺいしたものと評価でき、法78条1項にいう不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に該当することは明らかである。よって、上記1の法令等の規定に基づき行われた本件処分については、上記(1)の取り消されるべき部分を除き、違法、不当な点は認められないというべきである。

- 3 請求人は、上記(第3)のことから、本件未申告金は受け取っていないと主張している。

しかし、請求人は、福祉事務所長に対し、本件申告書5を提出して、平成29年12月に本件未申告金に相当する10,000円の収入があった旨を申告しているのであるから、請求人の主張には理由がないというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹